

令和5年度第5回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和5年8月21日（月）

13時30分～14時30分

滝沢市役所 3階 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 滝沢市指定天然記念物の現状変更の許可に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 国指定名勝の現状変更の許可に関し議決を求めることについて

教 育 長 事 務 報 告 書

令和5年8月21日

月 日	曜	事 項	場 所
7月24日	月	教職員への措置伝達	庁内
7月25日	火	第34回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
7月26日	水	県中学校総合体育大会表敬訪問	庁内
7月28日	金	県総合防災訓練	庁内
〃	〃	小学生バレーボール全国大会出場に伴う表敬訪問	庁内
7月31日	月	議会全員協議会における幹部職員紹介	庁内
〃	〃	全日本U-12フットサル選手権大会出場に伴う表敬訪問	庁内
8月1日	火	第35回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
〃	〃	第46回盛岡さんさ踊りパレード[市さんさ踊り保存会]	盛岡市
8月2日	水	楽しいオーケストラin岩手	盛岡市「トーサイクラシックホール 岩手(岩手県民会館)」
8月3日	木	第50回日独スポーツ少年団同時交流事業	勤労者体育センター
8月4日	金	県に対する市町村要望	盛岡市「盛岡地区合同庁舎」
〃	〃	第46回盛岡さんさ踊りパレード[大沢さんさ踊り保存会]	盛岡市
8月6日	日	劇団ゆう子ども組公演	滝沢ふるさと交流館
8月7日	月	第36回市青少年健全育成少年少女のバス交流事業出発式	ビッグルーフ滝沢
〃	〃	岩手地区特別支援教育研究会研修会	滝沢中央小学校
〃	〃	市議会8月会議	庁内
8月8日	火	第36回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
〃	〃	議会全員協議会	庁内
8月9日	水	9月補正市長査定	庁内
〃	〃	盛岡広域振興局との訪問意見交換会	庁内
8月10日	木	第44回東北中学校相撲大会	八幡平市「松尾相撲場」
〃	〃	派遣職員業務報告会	庁内
8月17日	木	決算に伴う審査の講評	庁内
8月19日	土	市戦没者追悼式	滝沢ふるさと交流館
8月21日	月	第5回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

文化財の現状変更の許可に関し議決を求めることについて

滝沢市文化財保護条例（昭和62年滝沢村条例第2号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり文化財の現状変更の許可を行うことについて、議決を求める。

市指定天然記念物

名 称	現状変更内容
カワシンジュガイ	河川工事に伴う移植

別紙1「現状変更等許可申請書」参照

令和 5年 8月 21日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

現状変更内容について、滝沢市文化財調査委員会議において異議なしであったため、許可を行うものである。これが、この議案を提出する理由である。

様式第7号（第9条関係）

現状変更等許可申請書

令和5年 4月 3日

滝沢市教育委員会 様

申請者住所 滝沢市中鵜飼55番地

氏名 滝沢市長 武田 哲



滝沢市文化財保護条例第15条第1項（第36条第1項）の規定により、次のとおり現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の許可を申請します。

記

- 1 指定文化財の種別及び名称
滝沢市指定天然記念物 カワシンジュガイ
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
滝沢市
岩手県滝沢市中鵜飼55番地
- 3 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
滝沢市
岩手県滝沢市中鵜飼55番地
- 4 管理責任者の氏名又は名称及び住所
滝沢市
岩手県滝沢市中鵜飼55番地
- 5 現状変更等を必要とする理由

令和5年度準用河川仁沢瀬川改修工事を施工することで、降雨に対する治水安全度を確保するため。また、河川維持管理事業に係る維持修繕工事において、河川内の土砂堆積を解消する浚渫工事や護岸修繕等の工事を実施することにより、河川環境の保全を図るため。

6 現状変更等の内容及び実施の方法

令和5年度準用河川仁沢瀬川改修工事及び河川維持修繕工事（詳細は別紙参照）

7 現状変更等により生ずべき物件の滅失又は毀損若しくは景観の変化その他現状変更等による指定文化財への影響に関する事項

河道掘削や河畔林の伐採により、直射日光による水温上昇や細粒土砂が流入することが考えられ、生息環境に影響を及ぼすと考えられる。このような影響を最小限に留めるため、施工前に「滝沢市カワシンジュガイ生息調査報告書」によりカワシンジュガイの生息箇所確認を行い、施工箇所が生息箇所であった場合には滝沢市教育委員会確認の下カワシンジュガイの移植作業を実施する。

8 現状変更等に係る地域の地番

(1) 令和5年度準用河川仁沢瀬川改修工事

滝沢市大釜風林地先（詳細は別紙参照）

(2) 河川維持修繕工事

準用河川仁沢瀬川（越前堰）、巡り沢、諸葛川、木賊川及び市兵衛川（申請時点において施工箇所は未定）

9 工事施行者の氏名又は名称及び住所

申請時点において工事施行者は未定

10 着手及び終了の予定時期

令和5年4月から令和6年3月まで

11 その他参考となる事項

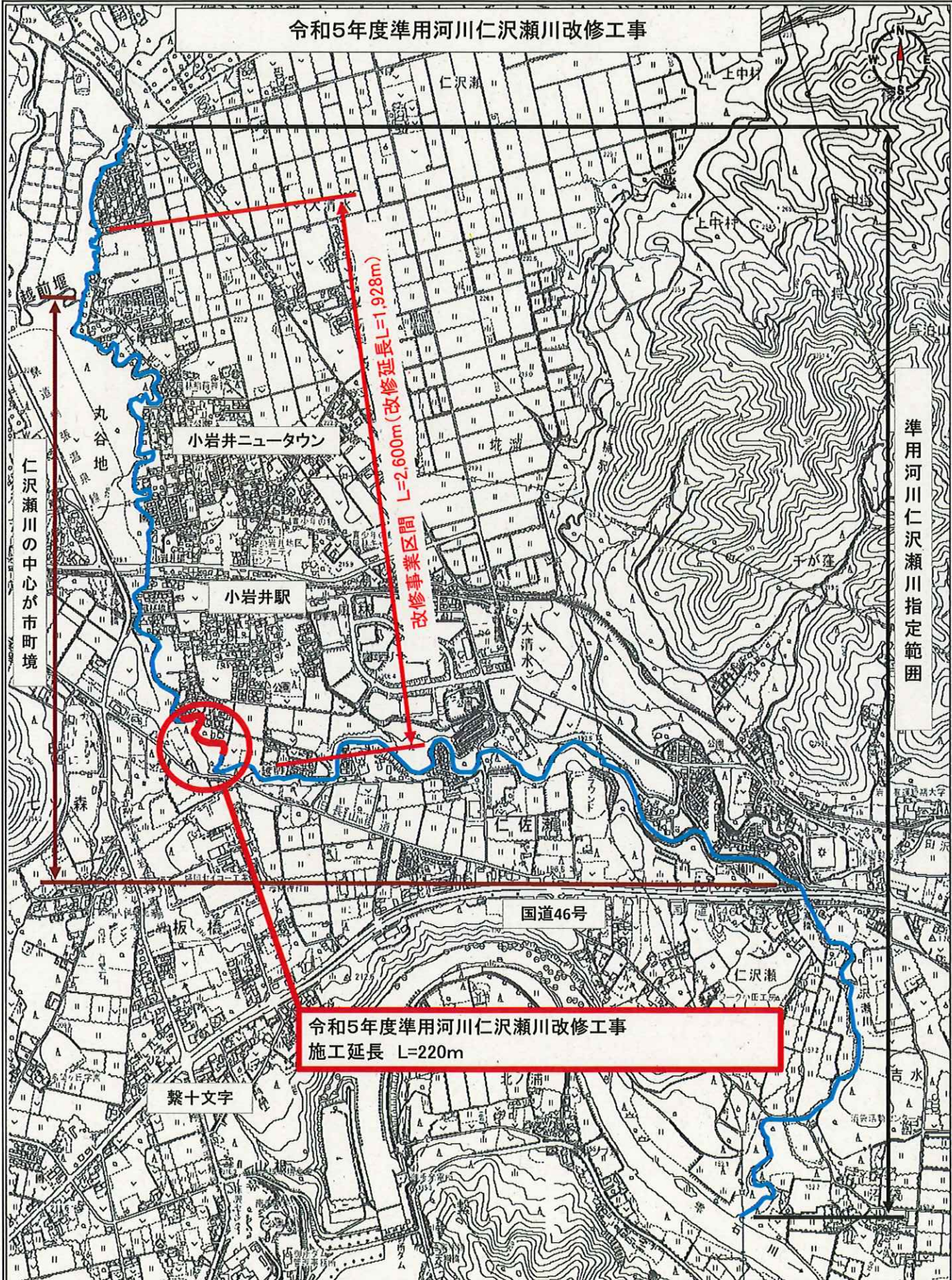
別紙参照

備考

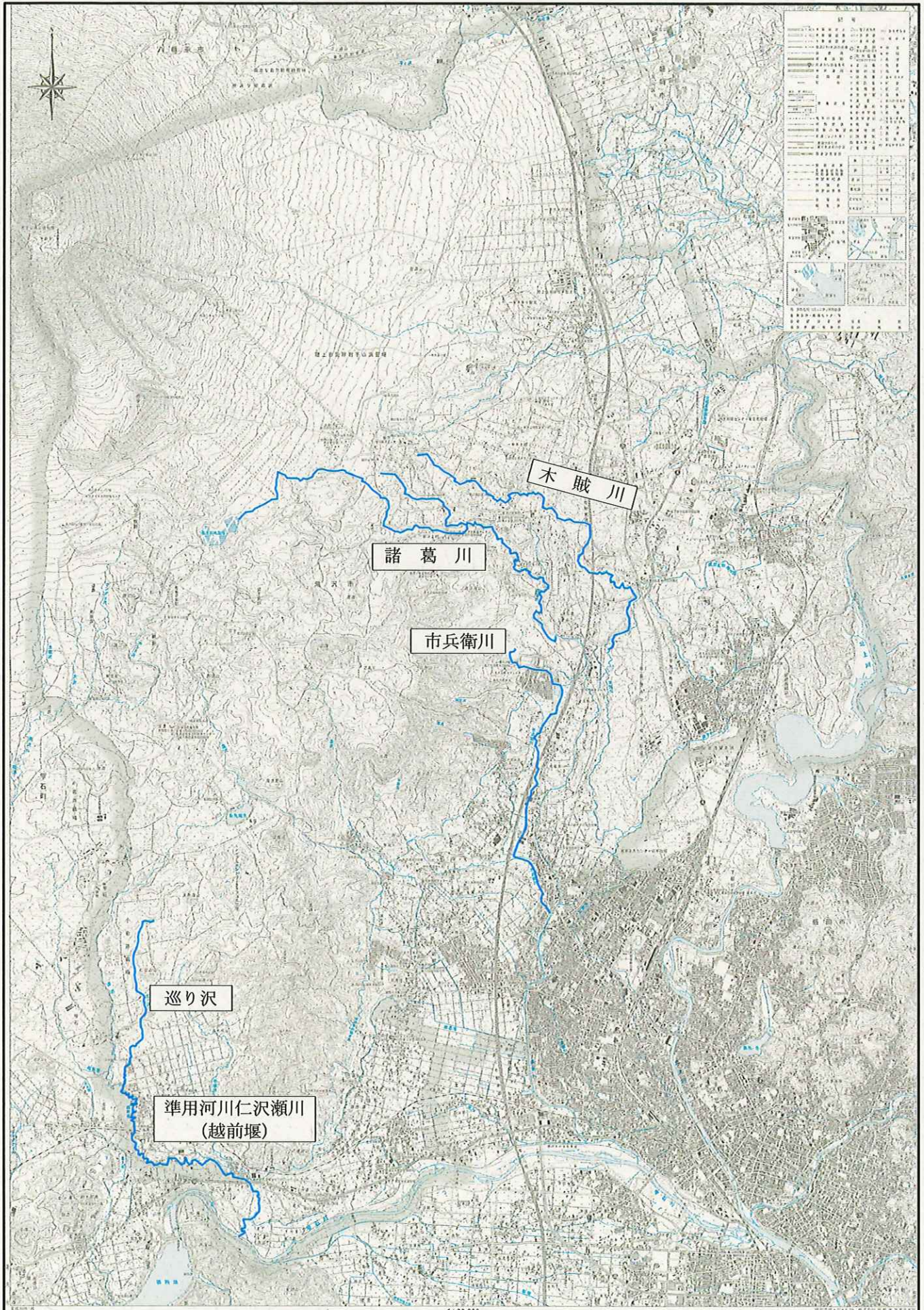
1 設計仕様書、設計図及び変更しようとする部分を表示した写真及び指定地域図を添付すること。

2 申請者が、所有者及び権原に基づく占有者以外の場合は所有者及び権原に基づく占有者の承諾書、管理責任者以外の場合は管理責任者の意見書を添付すること。

位置図



位置図



議案第 2 号

文化財の現状変更の許可に関し議決を求めることについて

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第4項第1号の規定に基づき、次のとおり文化財の現状変更の許可を行うことについて、議決を求める。

国指定名勝

名 称	現状変更内容
イーハトーブの風景地（鞍掛山）	方位案内板の再設置

別紙2「現状変更等許可申請書」参照

令和 5年 8月21日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

現状変更内容について、滝沢市文化財調査委員会議において異議なしであったため、許可を行うものである。これが、この議案を提出する理由である。

滝観第0711003号
令和 5年 7月11日

滝沢市教育委員会 様

申請者
滝沢市長 武田 哲
(観光物産課)

~~現状変更許可申請書(同意協議書)~~

このことについて、文化財保護法第125条第1項~~(第168条第1項・第2項)~~の規定により、
下記のとおり申請~~(協議)~~します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
名勝 イーハトーブの風景地(鞍掛山)
- 2 指定年月日
平成17年3月2日
- 3 史跡、名称又は天然記念物の所在地
滝沢市市有林22林班及び23林班の一部
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名 滝沢市
住所 滝沢市中鶴飼55番地
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
氏名 滝沢市
住所 滝沢市中鶴飼55番地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
滝沢市長 武田 哲
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名 滝沢市長 武田 哲
住所 滝沢市中鶴飼55番地
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等という。」
を必要とする理由

平成19年7月10日に設置した方位案内盤が経年劣化により損傷し、方位案内盤としての機能を果たしていないことから、既存の基礎を活用し、周囲の景観に合わせた方位案内盤を再設置する。

10 現状変更等の内容及び実施の方法

現在の基礎を活用し方位案内盤を設置する。作業はすべて手作業によるものとし、掘削は必要最小限にとどめ重機等は利用しない。

11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

既存の設置場所は樹木がない場所であるため、植生に与える影響はない。また、地盤面から1mの高さに設置を計画しており、日光を妨げることもない。材質は全体を石調とし、既存のものより耐久性のある銅製鋼板を使用することで今後の更新頻度の低減を図る。

12 現状変更等の着手及び終了の予定時期

許可日から令和5年10月31日まで

13 現状変更等に係る地域の地番

滝沢市上岩手山286番地6(滝沢市市有林22林班及び23林班の一部)

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者氏名並びに事務所の所在地

氏名 滝沢市山岳協会 会長 四戸 岳也

住所 滝沢市穴口60-14 山口方

15 その他参考となるべき事項

なし

添付書類

1 現状変更等の設計仕様書及び設計図

2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

~~4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料~~

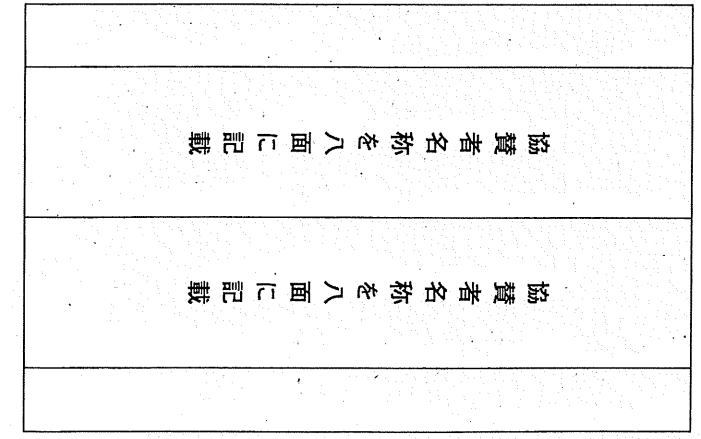
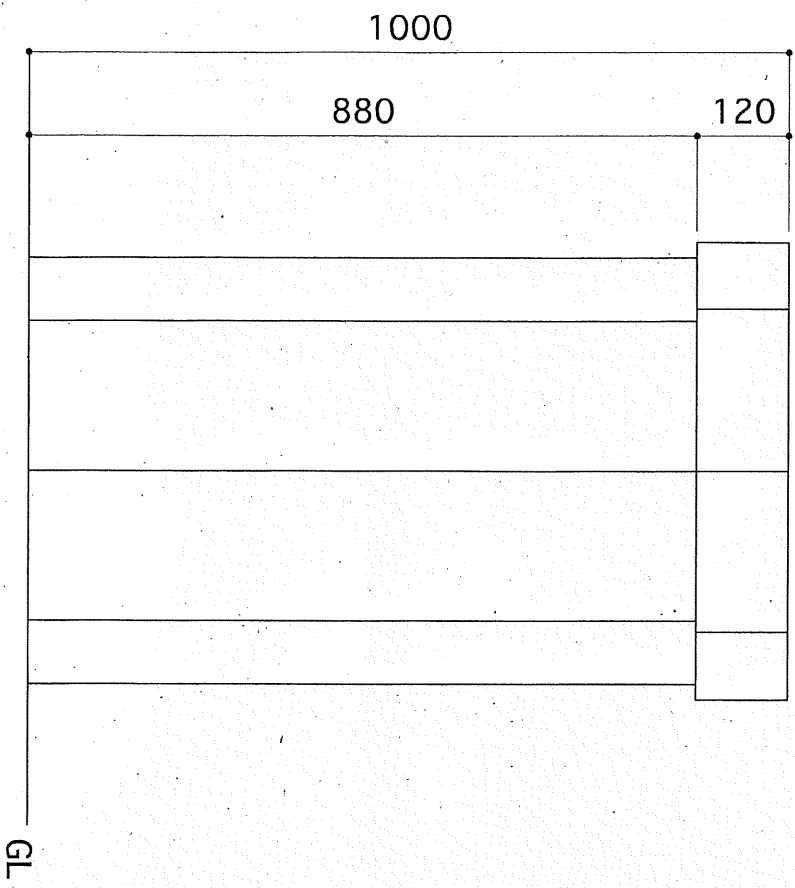
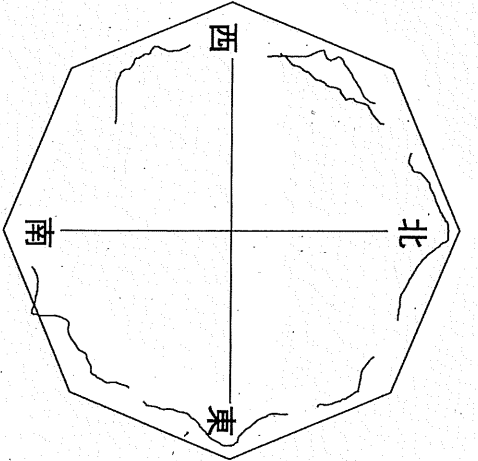
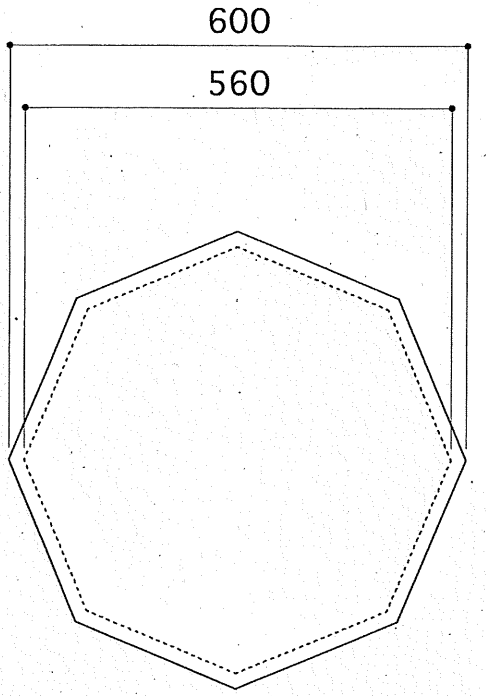
~~5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書~~

~~6 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書~~

~~7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書~~

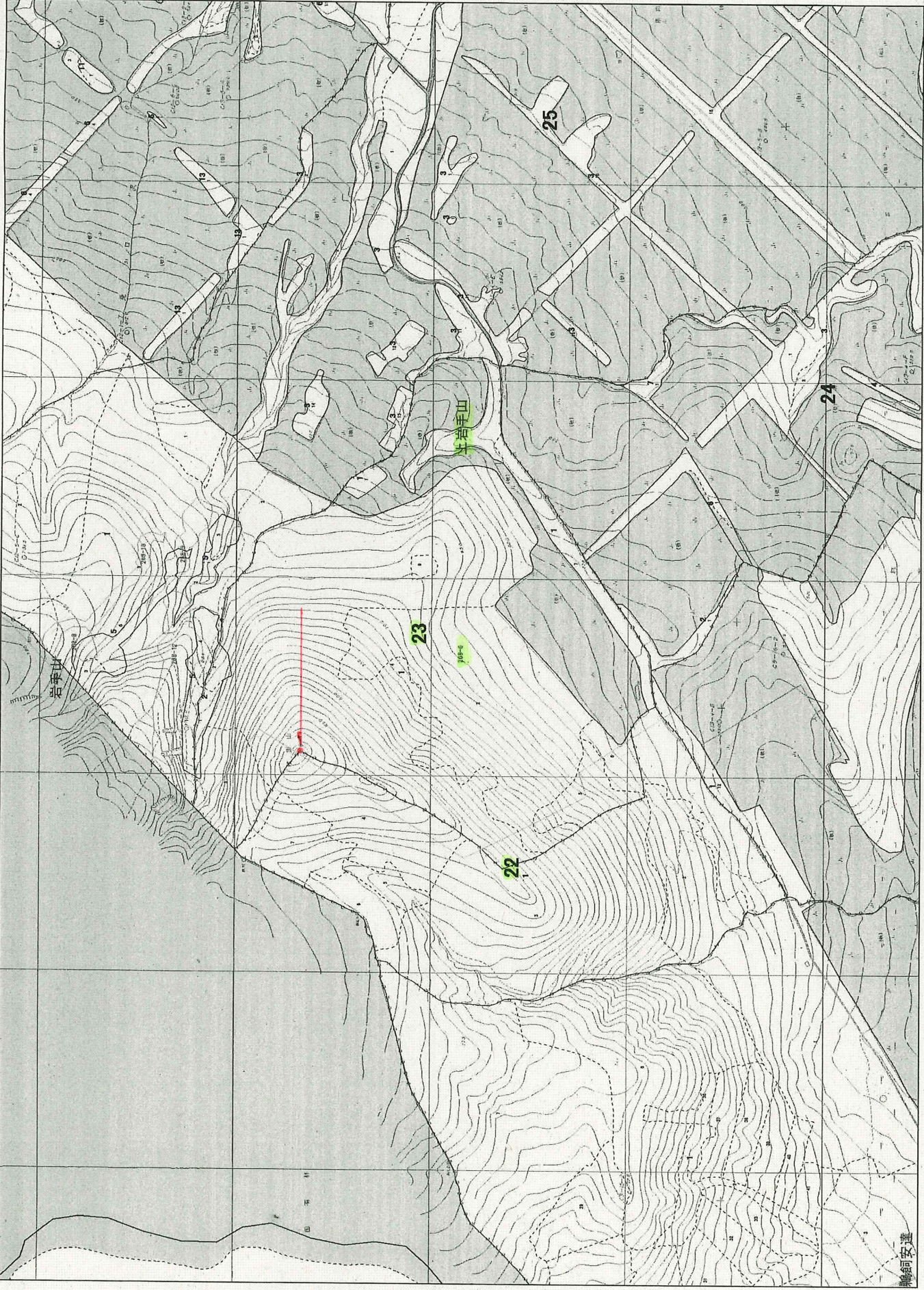
~~8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書~~

~~9 許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書~~



GL

森林資源管理図



1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20

- 凡例**
- スギ1-15
 - スギ16-35
 - スギ36-
 - スギ(混)
 - アカマツ1-15
 - アカマツ16-35
 - アカマツ(混)
 - カマツ1-15
 - カマツ16-35
 - カマツ(混)
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 休憩遊憩形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林道
 - 小坂
 - 遊歩道



0 180 360 540 720 900メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 「この図面は、許可なく複製、謄写、貸与すること禁じます。」
 「この地区の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本情報(地図情報、第484号)」

滝沢市 1:8,842

Product © 2022 DigitalGlobe Inc., a Maxar Company



鞍掛山頂上

標高 897 m